

令和2年度

第9回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和2年12月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について  
報告第4号 軽微な農地改良の届出について

## <出席委員> ( 9名)

- 1 番委員：加曾利 益弘      2 番委員：佐川 順一郎  
3 番委員：森 紀久嗣      4 番委員：鈴木 孝一  
5 番委員：渡辺 忠洋      6 番委員：吉野 公博  
7 番委員：浅野 幸男      8 番委員：山口 豊  
9 番委員：矢代 とみ江

## <欠席委員> ( 1名)

- 10 番委員：押元 康郎

## <出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次    事務局 加藤 庸永    寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和 2 年度第 9 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、押元会長につきましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、会長が欠席でございますので、大多喜町農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により森副会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（森副会長 挨拶）

議長（森副会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。7 番委員の浅野委員と 8 番委員の山口委員をお願いいたします。

それでは早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されますようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

議案第 1 号につきましては、今回、2 件の申請が出ておりますので、先に事務局で一括して説明をした後に 1 件ずつ審議をお願いしたいと思います。

議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 12 月 8 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 19。所在・地番、八声字下 ■■■番■■■。地目、田。地積、251 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、親から譲り受けた農地であるが、維持管理が困難なため譲渡したい。譲受人、自作

地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。権利内容、売買による所有権移転。

続きまして、番号 20。所在・地番、横山字苗代街 ■■■■ 番。地目、田。地積、1,021 平方メートル。外 2 筆、合計 3 筆、合計地積が 2,051 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、管理できないため売却したい。譲受人、規模拡大のため。権利内容、売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、3 ページに掲載のとおりです。

また、資料については、資料番号 3 の 19 と 3 の 20 を御覧ください。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第 1 号、番号 19 については、6 番委員の吉野委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

吉野委員（6 番）

それでは報告させていただきます。

昨日、現地を調査してまいりました。

現状は、地目は田となっていますが、畑として使っているということで、草刈りは譲受人がいつも行っているという状況でした。

十数年前から田としては使っておらず、譲渡人が畑として使っていたらしいですが、現在はほとんど耕作しておらず、譲受人が草刈りを行っているという状況でした。

何ら問題があるようには思いませんでした。

御審議の程よろしく申し上げます。

議長（森副会長）

御苦勞様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

佐川委員（2 番）

譲受人の事由の中に「規模拡大」とありますが、作目は、何を作ろうと計画しているのでしょうか。

事務局（寺井）

提出された申請書の申請事由に、譲受人の方は、規模拡大を図りたいと記載されておりましたので、作目までは詳細に聞き取っておりません。

立地が自宅に隣接しているため、何を作付けするにも好条件なので取得したいという理由もあるのではないかと推測されます。

議長（森副会長）

ほかに質問ございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 19 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 19 につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号 20 については、7 番委員の浅野委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

浅野委員（7 番）

12 月 6 日、譲受人と二人で現地を確認してまいりました。国道 297 号、白山台交差点を陸沢町方面へ向かい、J A 大多喜支所の手前を左に曲がり、100 メートルくらいの所では埋立てが行われております。その延長線 300 メートルくらいの十字路に申請地があります。

現在、譲受人が耕作しているそうです。該当の田を見ると、1 反歩の規格で、きれいになっておりました。

以上、御審議をお願いいたします。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 20 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 20 につきましては、許可することと決定しました。

議案第 1 号については、以上でございます。

続きまして、議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、4 ページを御覧ください。

議案第 2 号。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第

18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和 2 年 12 月 8 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和 2 年 12 月 10 日。

農用地利用集積計画各筆明細書につきましては、5 ページ、6 ページに掲載のとおりです。

各筆明細書を読み上げます。

整理番号 2 の 60。1、利用権を設定する土地、利用権の条件、所在、大字久我原、字墓、地番 ■■■番■。地目、畑。地積、835.31 平方メートル。利用計画、畑として利用。利用権設定の期間が 10 年間で、令和 2 年 12 月 11 日から令和 12 年 12 月 10 日までです。利用権の種類は、使用貸借権の設定です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、6 ページ。所在、大字久我原、字長町、地番 ■■■番■。地目、田。地積、2,328 平方メートル。外 2 筆、合計地積が 3,333 平方メートルです。利用計画は、3 筆とも畑として利用。利用権設定の期間が 10 年間で、令和 2 年 12 月 11 日から令和 12 年 12 月 10 日までです。利用権の種類は、賃借権の設定で、毎年 10 月 30 日までに持参払です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

なお、利用権の設定を受ける者、借り手の設定後の農業経営の状況につきましては、7 ページに掲載のとおりです。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、本案件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、本案件については、原案のとおり決定することといたします。

議案第 2 号は、以上でございます。

議件は、以上で終わります。

それでは、報告事項について、事務局よりお願いします。

それでは、8ページから報告事項にまいります。

報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和2年12月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号30。所在・地番、下大多喜字四ツ縄■■■■番。地目、畑。地積、332平方メートル。外1筆、合計2筆、合計地積が3,142平方メートル。登記原因・日付、相続、令和2年11月4日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか相続の届出案件につきましては、番号31から32まで2件が提出されております。

なお、番号31につきましては、今回、農地法3条の申請が出ている当事者の案件です。

続きまして、10ページの報告第2号に移ります。

報告第2号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和2年12月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号10。所在・地番、筒森字戸川■■■■番。地目、田。地積、793平方メートル。変更登記地目、山林。登記原因・日付、平成元年、月日不詳、地目変更。調査・報告地目。本件につきましては、令和2年12月22日、木曜日、9時から現地調査を実施しました。申請代理人に立会いをお願いしまして、佐川委員、加曾利委員、事務局職員2名で現地を確認いたしました。照会地の現況は、川側にモミジが植栽されており、長期間耕作されていない様子であった。残地もわずかであるため農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名、市原市〇〇〇〇氏。

このほか同一の申請者から番号11から番号13まで3件の申請が出ておりまして、筆数にして5筆の照会がございました。こちらにつきましては、各自で御覧いただきますようお願いいたします。

12ページに移ります。

番号14。所在・地番、紙敷字針紋■■■■番■■■■。地目、田。地積、261平方メートル。外3筆、合計4筆、合計地積が1,155平方メートル。変更登記地目、いずれも宅地です。登記原因・日付、紙敷■■■■番■■■■につきましては、平成15年、月日不詳、地目変更。紙敷■■■■番■■■■外2筆につきましては、昭和55年、月日不詳、地目変更です。調査・報告地目。本件につかまし

ては、令和2年12月26日、月曜日、9時から申請人と申請代理人の立会いの下、森委員、鈴木委員、事務局職員2名で現地調査を実施しました。本照会地は、4筆共通して筆の一部が公衆用道路になっており、この辺りは元々明治時代に分筆が行われ、昭和59年に県が道路拡幅整備のため2回目の分筆を行っているが、現在まで未登記である。1、紙敷 ■■■番■■■。本件土地の現況は、牛舎の使用人のための休憩所が建築されていたが、建物が建つ以前から大型車の搬入路として使用されていた。このほか2番目から4番目まで筆の現況を調査しております。いずれも牛舎や倉庫が建築されている現況でした。このような現況から4筆ともに、農地への復元は困難と判断し、非農地回答としました。土地所有者の住所・氏名、大多喜町○○○○氏。

続きまして、13ページに移ります。

番号15。所在・地番、新丁字廣谷 ■■■番■■■。地目、畑。地積、287平方メートル。変更登記地目、宅地。登記原因・日付、昭和58年10月1日、地目変更。調査・報告地目。本件は、令和2年11月13日、金曜日、10時から山口委員、森川推進委員とともに事務局職員2名で調査を行いました。本件土地は、昭和55年3月21日付けで農地法第5条の許可指令書が出されているが、転用事実確認証明書が発行された記録がないことから、現在まで地目が農地のままと推測される。現況は母屋と別棟が建築されており、庭もコンクリート敷になっており、完全に宅地として使用されていた。したがって農地としての復元は困難と判断し、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、いすみ市○○○○氏。

番号16。所在・地番、横山字後沢 ■■■番■■■。地目、田。地積、436平方メートル。外3筆、合計4筆、合計地積が3,522平方メートル。変更登記地目、いずれも山林です。登記地目・日付、年月日不詳、地目変更。調査・報告地目。本件は、令和2年11月17日、火曜日、9時から浅野委員、矢代委員、事務局職員2名で現地調査を行いました。本件土地は、手前の山林、横山 ■■■番■■■という筆があったのですが、そこまでしか立入りができなかったが、周囲の状況及び航空写真により長期間耕作が行われていなかったと推測された。このほか3筆の照会がありましたが、いずれも現況は、雑木やスギが繁茂しており、中には筆への立入りが困難で航空写真からしか判断ができなかった筆も1筆ございました。このような状況から4筆ともに農地への復元は困難と判断し、非農地回答としました。土地所有者の住所・氏名、船橋市○○○○氏。

報告第2号については以上です。

続きまして、15ページ、報告第3号に入ります。

報告第3号。利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。令和2年12月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号8。所在・地番、小沢又字中山 ■■■■番。地目、田。地積、1,849平方メートル。外1筆、合計2筆、合計地積が2,651平方メートル。貸付人、大多喜町〇〇〇〇氏。借受人、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、借受人が高齢のため。

このほか利用権の中途解約に関する通知が、番号9から番号12まで4件提出されております。各自で御確認をお願いいたします。

17ページ、報告第4号にまいります。

報告第4号。軽微な農地改良の届出について。下記のとおり届出があったので報告する。令和2年12月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号2。所在・地番、横山字南越 ■■■■番。地目、田。地積、1,193平方メートル。埋立て後の利用、畑として利用。土地所有者、大多喜町〇〇〇〇氏。工事期間、令和2年9月14日から令和2年9月21日まで。

本件につきましては、報告が遅くなってしまいましたが、既に工事は完了しております。報告事項の資料を1部、お配りしておりますので、場所など御確認いただき、御承知いただきたいと思っております。

農地改良の内容につきましては、土の上にウッドチップを敷き込んで、しばらく置いて落ち着いた後に作付けを開始したいということで届出を受けております。

報告事項については、以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。

以上、報告事項でございますので、御了解をいただきたいと思っております。

続いて議事日程6、その他に入ります。

事務局何かございましたらお願いいたします。

事務局（寺井）

特にございませぬ。

議長（森副会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

大変お疲れ様でした。  
以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

閉 会（午後 2 時 35 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月8日

議長 森 紀久嗣

署名委員 矢野 幸男

署名委員 山口 豊